

## 2022年度 産別労働条件および産別協定の改定に関する要求書

### 1. 大幅賃上げ、並びに産別制度賃金の引き上げについて

- 港湾産業における基準内賃金が20,000円(6%)以上引き上げるために、全国港湾並びに、港運同盟に加盟する各単組(支部など)の22年度賃金引き上げ要求に誠意をもって回答すること。
- 産別制度賃金の引き上げについて
  - 産別制度賃金について誠意をもって交渉し、「正常な労使関係に戻す」ために必要な労使協議を継続すること。
  - 産別最低賃金についてイ、17年度の産別最低賃金として、17春闘において個別労使で合意した168,920円を協定化すること。ロ、22年度の産別最低賃金を、184,200円(日額:8,010円、時給:1,145円)とすること。
  - あるべき賃金を、別表(21春闘要求と同水準)の通り改定すること。
  - 産別基準賃金を、全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
  - 検数・検定労働者の標準者賃金を267,200円に改定し、これに到達すること。なお、この賃金は基準内賃金として適用し、その定義は、検数・検定小委員会における合意内容とする。

### 2. 港湾の自動化・機械化に対する基本的スタンスについて

- RTGの遠隔操作化事業について、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書(20年10月29日付)」並びに、関係港における確認書(地区労使・企業内労使)を遵守すること。
- 政府やユーザーなどが主導する構内シャシの自動化、受け渡し関係書類の電子化、物流施設や港湾倉庫における自動化と汎用化など、あらゆる港湾「合理化」に反対し、産別中央労使の合意なくして導入しないこと。

### 3. 職域・業域の確保・拡大、港湾労働法の全港・全職種適用について

- 港湾労働法適用問題労使検討会において、「全港・全職種適用の合意(18春闘協定)」を再確認し、同検討会を春闘期間中にも開催し、その合意をもって、関係行政との協議、労政審港湾労働専門委員会に進むよう取り組むこと。
- インランドデポ、港頭地区並びに隣接地区における大型物流倉庫に対し、6大港においては「港湾倉庫」、他の港湾においては「特定港湾倉庫」に指定する方向性を労使合意し、港湾労働者の職域、港運事業者の業域として拡大すること。

### 4. 魅力ある港湾労働の確立/労働条件・労働環境整備の課題について

- 全港・全職種において、産別協定「8時間拘束、7時間労働、時間外労働45時間」を履行・実施すること。また、20年実施を合意している「週休二日制」については22年4月1日をもって実施すること。
- 時間外労働割増率を以下の通りとすること。

平	日	＝	＝	＝	＝	＝	＝		
土曜	・	休日	＝	昼間	＝	150%	深夜	＝	200%
日曜	・	祝日	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝
- 65歳定年制について「25年を待たずに前倒して実施するよう努力する」との21春闘合意にもとづき、各職種・各社で協議促進を図り実施すること。
- 関連職種の「週休二日制、時間外分母短縮」について、21春闘合意をふまえ、地区労使協議、個別元請事業者との協議を促進し、22年4月1日実施とすること。
- 検査事業に係る諸課題について、要求提出後においても検査部会等を開催し、次の課題を解決すること。
  - 21春闘「覚書」を履行し、指定事業者からの本体への採用を促進させ、その際は労働条件の公平性を担保すること。
  - 指定事業者において検査業務に就労しており、48歳以上で本体検査事業者に入会した労働者の指定事業者での検査業務就労続年数を加算し年金登録者とするよう港湾労働者年金制度を改定することに合意し、安定協会に規程改正などの準備・検討を要請し、準備整い次第実施すること。
  - 標準者賃金の適用要件を「年齢35歳で海事検査人養成協議会等で検数人・鑑定人・検量人の有資格者(予定を含む)と認定され、国土交通省に届け出ているものとする」産別協定を、21春闘協定に基づき要件を「年齢35歳」に限定する「改定を前提に協議」し、22年4月1日をもって実施とすること。
  - 年末年始特別外荷役に係る労働環境整備の協議に応じること。
- 港湾における「人手不足」問題の対策について、次の施策を検討し実施すること。
  - 産業の魅力アピールする動画(ニュースなどを含む)配信
  - 高校・大学への産業アピールと就職勧誘
  - 港湾技能研修センター・港湾カレッジと連携した「奨学金制度」の検討と実施
  - その他、労使協議の中で考え得るすべての諸施策の実施

### 5. 安心・安全の諸課題について

- 「感染症(新型コロナウイルス等)に関する確認書(20年6月30日付)」を再確認し、同2項(休業の賃金カットなし)・3項(職場での予防措置)・4項(差別的取り扱いなし)を具体化し、会員店社に周知徹底・実施すること。
- 放射線量検査や被ばくの可能性のある中古車(建機)荷役に携わった労働者の健康診断を実施し、当該労働者の健康維持に資すること。そのために、当該事業者が行う健康診断の経費を助成する制度設計と実施要項を中央労使で創設し、早急に健康診断を行うこと。
- 石綿被災者救済のための労使合意にもとづき、現在も進めている個々の救済事業に対して、これまでの取り組み経過をふまえた措置を行うこと。
- 21春闘合意にもとづき「産別労災補償制度の確立への労使協議」のためのWG協議を春闘期間中にも促進し、制度の実現を図ること。

#### (労働災害企業内補償の産別最低基準要求 @=万円)

遺族補償	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
4,000	4,000	4,000	4,000	2,750	2,360	2,000	1,670
	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
	1,180	910	710	520	370	240	130

### 6. 港湾労使が労働環境整備の必要条件を創生する課題

- 以下の課題を、22春闘交渉と並行的に協議の場を持ち、課題の促進を図り22春闘協定に盛り込むこと。
- 事前協議制度の一部改訂および「厳正運用」について
    - 港湾労働者の雇用と職域を確保するために、革新船に係る事前協議制度の「厳正運用」を再確認すること。その際、投入本船の変更を「報告」としたり、投入本船入れ替えを「通知」として措置することが見受けられるが、本制度において「報告」や「通知」の措置規定はなく、軽微事実として、労使協議と確認ができるよう措置すること。
    - 革新船に係る関連労働者の雇用と職域の確保、並びに、基盤強化のため、事前協議申請並びに協議対象の「作業体制」に「関連事業者」を付記するよう改めること。
    - 物流施設の建設・稼働に当たって、港湾労働秩序の維持並びに港湾労働者の雇用と職域を確保するために、施設事業の厳正運用を徹底すること。
  - 21春闘合意により設置した「適正料金収受プロジェクトチーム」を活性化させ、その活動プログラムを具体化し、ただちに実行する体制をつくること。その際、「認可料金制・事業免許制の復活」を視野においたものとする。
  - 非効率石炭火力発電施設の休・廃止に伴う石炭荷役・雇用問題について、国交省・厚労省・エネ庁への働きかけや、政党要請など労使共同の取り組みを促進すること。
  - 港湾運送・港湾労働に係る政府の施策に関して、日港協がその内容を把握し、その影響や実施の可否等について労使協議を行う体制を構築すること。

以上



開催にあたり全国港湾労働者代表は、開催を考慮し、趣旨説明書を添えて提出した。

木中央執行委員長は、開催を考慮し、「円安によるガソリン価格の高騰、諸物価の値上げ、社会保険料の引き上げ等を考えれば今春闘は、大幅賃上げに拘った取り組みとなる。実力行使もやむを得ない」と述べた。

その後、全国港湾玉田書記長が、要求趣旨説明を行った。組合の意見と主張は、①今春闘の各個別賃上げにつき対峙できつつある。次回

は、石炭荷役に頼っているなど述べ、次回中央団交

要求書提出は、コロナ禍を考慮し、趣旨説明書を添えて提出した。

木中央執行委員長は、開催を考慮し、「円安によるガソリン価格の高騰、諸物価の値上げ、社会保険料の引き上げ等を考えれば今春闘は、大幅賃上げに拘った取り組みとなる。実力行使もやむを得ない」と述べた。

その後、全国港湾玉田書記長が、要求趣旨説明を行った。組合の意見と主張は、①今春闘の各個別賃上げにつき対峙できつつある。次回

は、石炭荷役に頼っているなど述べ、次回中央団交

は、石炭荷役に頼っているなど述べ、次回中央団交

## 第1回 中央団交

### 適正料金を収受して大幅賃上げを要請 要求が実現できなければ、強硬手段もあることを表明!

全国港湾と港運同盟は、2月16日(水)13時30分より東京港芝浦サードセンターにおいて、22春闘第1回中央港湾団交を開催し、日本港運協会に「2022年度労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」並びに全国港湾独自要求として「産別協定・フェリー協定等の履行などに係る諸課題に関する要求書」を提出し、要求主旨説明を行った。

事業者もおり、事業の存続がかかっている。会員店社の不安を払拭するような議論を求め、首相が賃上げと言っているのだからいい機会だ。しかし、実際に料金を取りにいかなければ何もできない。⑦石炭問題で雇用問題が発生するのは明らかで、なせ日港協で対策委員会を設置しないのか。具体的対策を求め、⑧要求が実現できなければ、強硬手段もあり得ることを表明する。などと発言した。

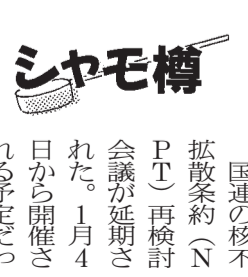
## 産別協定・フェリー協定等の履行などに係る諸課題に関する要求書

- 横須賀新港ふ頭へのフェリーの就航に係る雇用と就労の問題について
  - 横須賀新港ふ頭における雇用と職域を担保するための施策について協議し、日港協・関係地区港運協会と全国港湾・全横浜港湾の四者による、「雇用と職域確保のための関係者合意書(仮称)」を締結すること。
  - 当該ふ頭における、船社と港運事業者の業務の棲み分けなどについての協議を行うために、日港協として、フェリー船社と全国港湾の協議の場を設置し、協議の促進を図ること。
- 秋田港における産別労使協定遵守と港湾運送秩序の確立について
  - 我が国の港湾運送秩序はもとより、秋田・船川港における港湾秩序並びに安定した雇用を確保するため、日港協として産別協定・関係法令遵守の主導的役割を果たすこと。
  - 産別協定第8条第2項「新規参入については港運労使及び各地区の『安定化協議会』で協議対応を図る」を再確認し、新規参入による混乱を生じさせないこと、並びに、港湾運送秩序と港湾労働の安定に資するべく、協定当事者として厳正な姿勢で臨むこと。

以上

延期になるかもしれない。ウクライナや台湾情勢をめぐり核保有国の米国・中国・ロシアの対立が先鋭化し、核軍拡が進みつつあると言われる。そのような中で二つの会議が果たす役割は非常に大きい。国連の中泉事務次官も「今年はマイルストーン(節目)だと述べている。今年の一、二日には核保有国五カ国が核戦争を回避するという共同声明を出した。その内容は、核不拡散や核軍縮の交渉などNPTで定める範囲を超えていない。NPTを補完する禁止条約が発効されたいま、核兵器廃絶への具体的な議論、行動が必要である。国際会議が延期になっても核兵器廃絶を求める声を上げる年にしたい。

国連の核不拡散条約(NPT)再検討会議が延期された。1月4日から開催される予定だったがコロナ感染拡大によって延期が決まった。NPTとは核兵器の拡散を防ぐ条約で「誠実な核軍縮交渉を行う」ことを義務付けている。五年に一度、条約の履行状況やあり方の検討等をおこなっている会議である。▼もう一つ核兵器に関する国際条約がある。核兵器禁止条約だ。核兵器禁止条約とは、核兵器の使用、製造、保有などを全面禁止する内容で、昨年一月に発効した。三月に締約国会議を開く予定だが、コロナの影響



シヤモ樽